

EA21 地域事務局に係わる事業の基本方針

財団法人 千葉県環境財団

．基本理念

当財団は、昭和 49 年に県及び関係市町村の環境行政の補完的役割を担う公益法人として設立され、以来、水質、大気質等の調査・分析事業に加えて、環境再生基金事業、環境活動推進事業、地球温暖化防止活動推進センター事業等の公益的事業を推進してきているところである。

今回、更に「エコアクション 21」の地域事務局として、中小事業者等の地球環境保全に関する取組を積極的に支援・推進することにより、当財団の公益性を高めるとともに、千葉県における地球温暖化防止活動の推進に資することとする。

．基本方針

「エコアクション 21」の地域事務局としての業務を適正に推進することにより、広範な中小事業者等などの環境への取組を積極的に支援するため、以下の業務を行う。

1．地域事務局の業務

中小事業者等からの認証・登録に係わる申込みの受け付け、審査人の紹介等を行うとともに、講習会・研修会等を積極的に実施し、エコアクション 21 の普及・啓発を図る。

- 1) 地域におけるエコアクション21 認証・登録制度を公正かつ円滑に運営するための、地域運営委員会の設置
- 2) 地域事務局エコアクション21 認証・登録制度実施要領及びエコアクション21 地域判定委員会規程の策定
- 3) ホームページを開設し、地域事務局エコアクション21 認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規程、事業報告、その他の必要な情報等の公開
- 4) 事業者からの審査申込の受付業務
- 5) 地域判定委員会を開催し、認証・登録の可否の判定
- 6) エコアクション21制度の普及促進
- 7) その他、エコアクション21の事業及び普及促進等のために必要な業務

2．その他

本事業を円滑に遂行するため、NPO 法人環境カウンセラー千葉県協議会の協力を得て業務を行う。